

2026 年 8 月 21 日

お取引様各位

株式会社チノー

チノーグリーン調達へのご協力のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。さて、このたび弊社では、国内外の製品含有化学物質に関する法令・規制への適切な対応を継続するため、グリーン調達に関する管理内容を見直しましたので、その内容についてご案内申し上げます。お取引先の皆様におかれましては、本取り組みの趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

- 記 -

1. 目的

弊社は、生産または販売する製品を構成する材料、部品、副資材、梱包材等（以下、部材という。）に含有される環境負荷物質について、管理区分ごとに適切な管理を行い、国内外の製品含有化学物質に関する法令等を遵守することを基本方針としております。

お取引先の皆様にも本取り組みへのご理解とご協力をお願いし、法令遵守および環境負荷の低減に取り組んでまいります。

2. 適用範囲

弊社製品を構成する調達品および製品とともに出荷する物品（包装材など）を対象とします。

- ①材料
- ②部品
- ③副資材（接着剤、インクなど）
- ④包装・梱包材（段ボール、プラスチックトレイ、容器など）
- ⑤その他（弊社が指定した部材など）

3. 管理対象物質

弊社は、部材に含まれる物質を以下4つの管理区分に分類し、管理いたします。

- ①禁止物質
意図的および不純物を含む非意図的な製品への含有を認めない化学物質
 - ②条件付き禁止物質
特定用途のみ適用される、あるいは法規制の適用除外などがある化学物質
 - ③管理物質
製品含有は禁止されていないが、含有情報等の管理対象となる化学物質
 - ④法規制施行前物質
現時点では法規制の施行前であるものの、施行された場合に当社への影響が想定される化学物質。
法規制施行後に禁止物質に移行する物質。
- なお、各管理区分に該当する化学物質の詳細については、表.1～4をご参照願います。

4. お取引先へのお願い事項

弊社は、「サステナブル調達ガイドライン」に基づき、製品含有化学物質の適正管理を推進しております。本取り組みを実効性のあるものとするためには、お取引先の皆様からの正確な製品含有化学物質情報のご提供が不可欠です。つきましては、以下の事項についてご協力くださいますようお願い申し上げます。

①製品が化学品・素材の場合：ChemSHERPA-CI

②製品が成形品（部品・加工・組立・最終製品）の場合：ChemSHERPA-AI

成分情報および遵法判断情報の提出をお願いいたします。

③その他：RoHS 適合宣言書、調査報告書（当社様式）※1、非含有証明書※1、SDS など

※1:ChemSHERPA を提出できない場合、又は ChemSHERPA からでは含有判断ができない場合は、当社様式にて必要に応じてご提出をお願いする場合があります。

ご提出いただいた情報は、製品含有化学物質の適正管理を目的として利用し、適切に管理いたします。なお、ご提供いただいた情報の内容によっては、当社の管理基準への適合に向け、部材の見直しを含めた対応についてご相談させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

5. 情報伝達

本文書に定める管理対象物質および調査等に関する最新情報は、弊社ホームページに掲載いたします。内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

6. 改定時期

原則として、国内外の法令・規制の改正等に応じて内容を見直し、必要と判断した場合に改訂を行います。

7. 改訂履歴

2011年 2月 新規制定

2014年10月 REACH附属書XVII(制限物質)の禁止物質、化審法第1種特定化学物質を追加

2024年 2月 全面見直し(ChemSHERPAに対応)

2026年 7月 サステナブル調達ガイドライン制定に伴い、内容見直しおよび管理対象物質の更新

表 1. 管理対象物質（禁止物質）

No	物質(群)名称	主な法規制等
1	ポリ塩化ターフェニル類(PCT 類)	EU REACH 規則 (Annex XVII)
2	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩および PFOA 関連物質	EU REACH 規則 (Annex XVII)
3	アスベスト類	EU REACH 規則 (Annex XVII)
4	オゾン層破壊物質	オゾン層保護法 モントリオール議定書
5	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	F ガス規制
6	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	化審法 (第一種特定化学物質)
7	ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)	POPS 規則 (EC) 850/2004 化審法 (第一種特定化学物質)
8	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 2 以上)	POPS 規則 (EC) 850/2004 化審法 (第一種特定化学物質)
9	短鎖型塩化パラフィン (C10~C13)	POPS 規則 (EC) 850/2004 化審法 (第一種特定化学物質)
10	ジメチルフマレート (フマル酸ジメチル) (DMF)	EU REACH 規則 (Annex XVII)
11	ペルフルオロオクタンスルホ酸 (PFOS)とその塩	POPS 規則 (EC) 850/2004 化審法 (第一種特定化学物質)
12	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法 (第一種特定化学物質)
13	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCCD)	POPS 規則 (EC) 850/2004 化審法 (第一種特定化学物質)
14	放射性物質	核燃料の規制に関する法律
15	リン酸イソプロピルフェニル PIP(3 : 1)	米国 TSCA
16	デカプロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	米国 TSCA 化審法 (第一種特定化学物質)
17	ペルフルオロヘキシルスルホン酸(PFHxS)とその塩および PFHxS 関連物質	POPS 規則 化審法 (第一種特定化学物質)
18	UV-328	POPS 規則 化審法 (第一種特定化学物質)
19	デクロランプラス	POPS 規則 化審法 (第一種特定化学物質)

表2. 管理対象物質（条件付き禁止物質）

No	物質(群)名称	主な法規制等	用途	閾値(ppm)	備考
1	カドミウムおよびその化合物	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	100	※1
		EU 電池指令 2013/56/EU	電池	20	-
		EU 包装材指令 94/62/EC	包装材	100	※2
2	鉛およびその化合物	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
		EU 包装材指令 94/62/EC	包装材	100	※2
3	水銀およびその化合物	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
		EU 電池指令 2013/56/EU	電池	5	-
		EU 包装材指令 94/62/EC	包装材	100	※2
4	六価クロム化合物	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
		EU 包装材指令 94/62/EC	包装材	100	※2
5	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB)	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE)	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
8	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
9	フタル酸ジブチル (DBP)	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	RoHS 指令 2011/65/EU	全ての用途	1000	※1
11	パーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCAs) およびその塩	EU REACH 規則 (Annex XVII)	全ての用途	0.025	※6
12	パーフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA) および関連物質	EU REACH 規則 (Annex XVII)	全ての用途	0.26	※7
13	一部のアゾ染料・顔料	EU REACH 規則 (Annex XVII)	織物・皮革製品	30	※4
14	DBT (ジブチルスズ化合物)	EU REACH 規則 (Annex XVII)	一般公衆に供給される成形品	1000	※5
15	3置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物)	EU REACH 規則 (Annex XVII)	全ての用途	1000	※3
16	ニッケル	EU REACH 規則 (Annex XVII)	長時間皮膚に触れる可能性のある特定用途	1000	-

※1 : RoHS 適用除外用途は除く。(但し、適用除外期間終了後、適合対処したものとする)

※2 : カドミウム・鉛・水銀・六価クロムの4重金属総計

※3 : 閾値は、成形品の重量に対するスズ元素の濃度

※4 : 仕上がり織物/皮革製品の生成アミンの閾値

※5 : 意図的添加の禁止

※6 : 閾値は、C9-C14 のパーフルオロカルボン酸 (PFCAs) およびその塩の合計

※7 : 閾値は、PFCA 関連物質の合計

表 3. 管理対象物質（管理物質）

No	物質(群)名称	主な法規制等
1	REACH-SVHC（高懸念物質） 付属書XIV（認可物質）を含む	EU REACH 規則（SVHC）
2	過塩素酸塩	米国カリフォルニア州 BMP 規制

表 4. 管理対象物質（施行前管理物質）

※「規制施行前」の物質となりますが、弊社に影響を及ぼす物質であるため管理します。原則、規制施行後に「禁止物質」に移行となります。

No	物質(群)名称	主な法規制等
1	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)	POPs 条約
2	長鎖ペルフルオロアルカン酸(LC-PFCA)とその塩および LC-PFCA 関連物質	POPs 条約